

1. 内灘町議会業務継続計画の目的

災害時における議会の組織体制、議員の行動基準等を定め、迅速に効果的な活動を行うことを目的とする。

2. 災害時の議会、議員の行動指針

（1）議会の役割

- ・議会機能を停止することなく、適正かつ公正な議会運営を行う。
- ・災害時の初動対応、復旧・復興において、住民代表機関として大きな責務と役割を担う。
- ・地域の災害状況や被災者の要望を踏まえ、適時、町に対し提案・提言をおこなう。
- ・町と調整を行い、国や県に対し要望活動を行う。
- ・復旧・復興に向けて提出される議案を速やかに審議・議決する。

（2）議員の役割

議会機能の維持する根幹的な役割を基本とし、それに加え、地域の活動に従事する役割も担う。

3. 災害時の町との関係

【執行機関】

- ・災害対応の主体となる。

【議会】

- ・災害対応に専念する執行機関へ配慮しつつ正確な情報を迅速に収集し内容の精査・評価を行う。
- ・議会の自らの役割である監視牽制機能と審議・議決機能を適正に実行する。

4. 議会 BCP の発動基準

内灘町地域防災計画に基づく内灘町災害対策本部（以下「町災害対策本部」という。）設置基準を準用する。

地震	町内に地震による被害が生じた場合 町内に震度5弱以上が発生した場合
津波	町内に津波災害の発生のおそれもしくは発生した場合
風水害等	局地的な災害が発生した場合（河川氾濫、土砂崩れ等） 広範囲にわたる災害が予想又は事態が切迫した場合 重大な事故が発生した場合
その他	災害により町災害対策本部設置された場合

5. 安否確認体制

議会と議会事務局の双方において構築する。

災害時の通信障害に対応するため、あらゆる通信機器を活用できる体制を整備する。

6. 議会の体制

(1) 議会災害対策会議の設置

①議会災害対策会議の設置基準

内灘町が町災害対策本部を設置した後、速やかに内灘町議会災害対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

②対策会議の構成

構成員	議長	副議長	議会運営委員
役職	会議長	副会議長	会議員
主な任務	対策会議を設置し、会議の事務を統括する。	会議長を補佐し、会議長が掛けた場合には、その職務を代理する。	会議長の指示のもと、次の任務を行う。 <ul style="list-style-type: none">・対策会議の運営に関する事・議員安否に関する事・議員参集に関する事・本会議、委員会の開催に関する事・災害情報収集に関する事・町災害対策本部との連携に関する事・その他、災害対応に必要と考えられること。

③対策会議の解散

町が災害対策本部を解散した時、または災害の応急対策が概ね完了したと判断される時とする。

④対策会議の検証

会議長は、解散後、速やかに災害対策会議の検証を行うものとする。

(2) 議員の基本行動

災害時において、自身と家族の安全が確保された段階で、次の活動を行う。

- ・議員とその家族の安否情報及び所在地の報告。
- ・通信可能な連絡方法の報告。
- ・対策会議からの参集指示に対応できるよう連絡体勢を常時確保する。
- ・災害時の所在地が町外の場合、自身と家族の安全の確保、周囲の被災者への救助支援を優先事項とし、安全を最優先に考え、必要な交通手段により速やかに町内に戻ることとする。

- ・対策会議からの参集指示があるまでは、地域の一員として町民への安全確保や応急対応など地域における活動に積極的に従事する。
- ・地域活動を通じ、執行機関が拾いきれない被災情報などの情報収集を行い、対策会議へ逐次報告を行う。
- ・対策会議の議員は、対策会議が設置された場合は、上記に関わらず対策会議の任務にあたる。
- ・執行機関の災害対策を阻害することがないように、直接の問い合わせや情報提供は厳に慎む。
- ・災害情報の錯綜による町民の混乱を防ぐため、議員が地域活動を通して収集した情報は対策会議への報告のみとし、SNS等への情報提供は行わない。

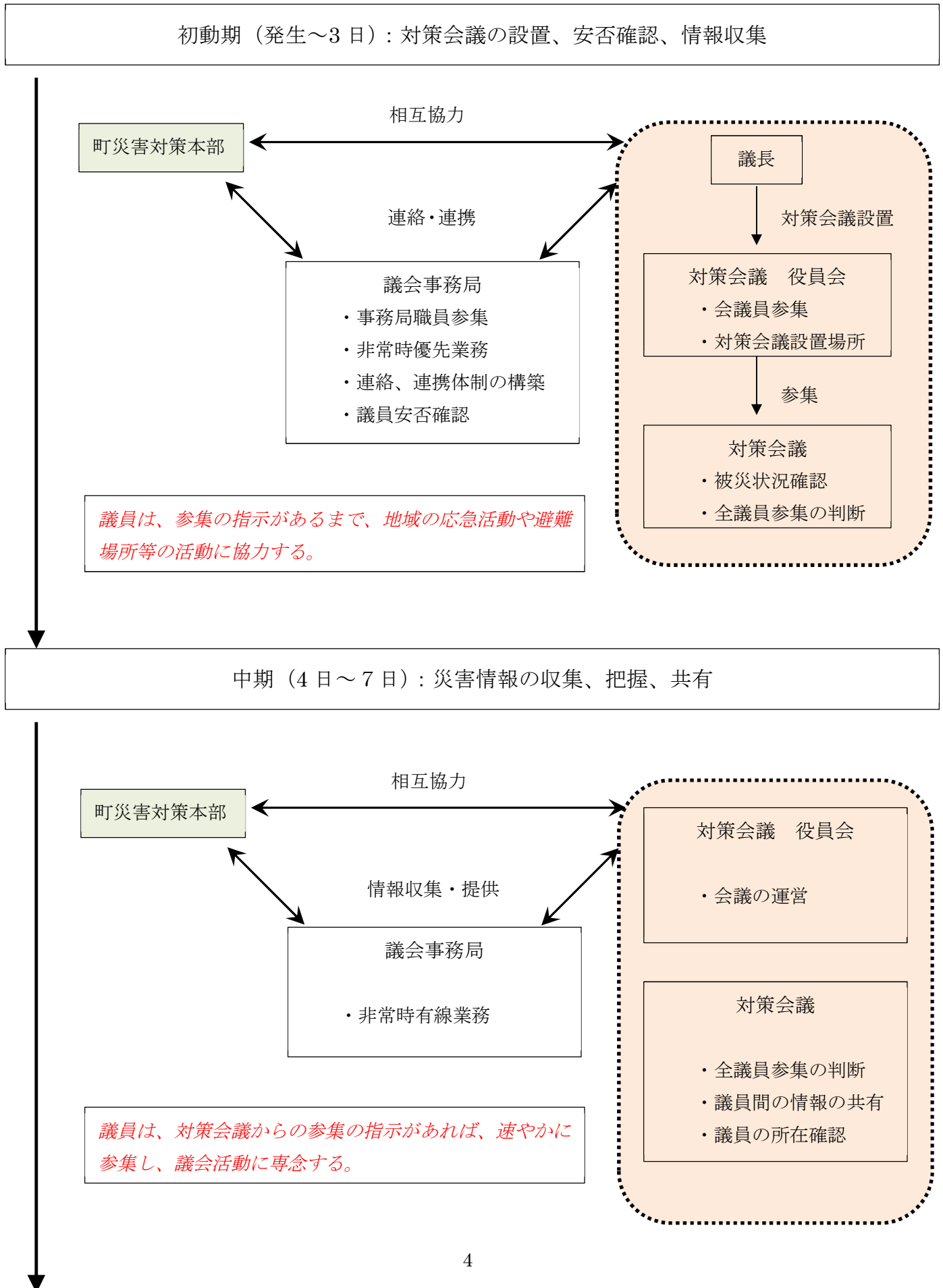
7. 議会事務局の体制

町災害対策本部が設置された場合には、議会事務局の職員（以下「事務局職員」という。）は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務（以下「非常時優先業務」という。）にあたる。

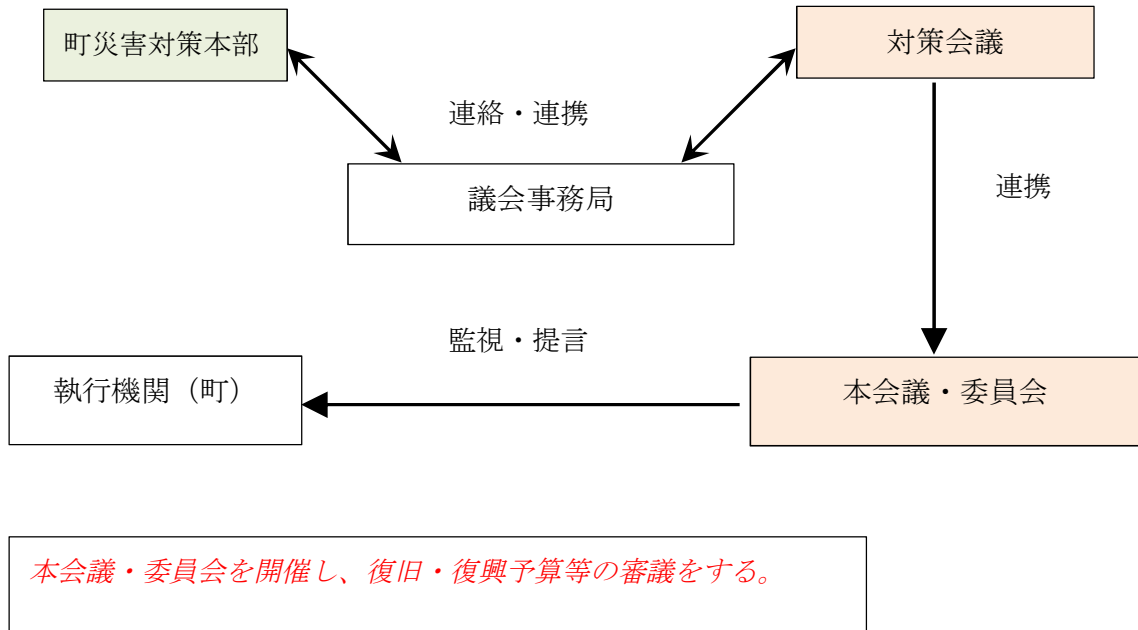
- ・来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援
- ・事務局職員の安否確認
- ・事務局の被災状況の確認と執務場所の確保
- ・事務局の通信機器、パソコン等の情報端末機の稼働確認
- ・議員の安否確認
- ・対策会議の設置準備
- ・町災害対策本部との連絡体制の確保
- ・災害関係情報の収集、整理、議員への発信
- ・議場、委員会室等の被災状況の確認と対策会議の場所の確保

8. 行動時期に応じた活動内容

【 初動期（発生～3日）、 中期（4～7日）、 後期（8日～1か月） 】



後期（8日～1か月）：議会機能の早期復旧



1か月～：常時の議会組織体制（復興計画等について議会として審議する。）